

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約
(POPs条約)の附属書改正に係る化学物質の審査及び
製造等の規制に関する法律(化審法)に基づく
追加措置及び今後の予定について
＜PFHxS又はその塩関係＞

環境省 大臣官房環境保健部
環境保健企画管理課 化学物質審査室

審議状況

- PFH_xSとその塩及びPFH_xS 関連物質のうち、PFH_xS又はその塩について、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会において令和4年11月及び本年1月に審議を行った。
(厚生労働省、経済産業省との合同審議)

令和4年6月

- 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について(諮問)
- 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について(付議)

令和4年7月

第48回中央環境審議会環境保健部会

令和4年11月

第229回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

- PFH_xS又はその塩の化審法第一種特定化学物質への指定について審議

令和5年1月

第231回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

- PFH_xS又はその塩の輸入禁止製品の指定等について審議

※ PFH_xS関連物質については、条約における例示的リストの動向を踏まえ、引き続き指定すべき物質の検討を進めることとされた。

化学物質審査小委員会における審議の結果概要

第229回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会（令和4年11月）

- POPs条約の対象に追加されたPFHxS又はその塩
→ 化審法に基づく第一種特定化学物質に指定することが適当

第231回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会(令和5年1月)

- 第一種特定化学物質の指定とあわせて、以下の措置を講ずることが適当
- 第一種特定化学物質が使用されている製品の輸入制限(化審法第24条)
(製品) 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤、金属の加工に使用するエッチング剤、メッキ用の表面処理剤又はその調製添加剤、はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地・衣服又は床敷物、はつ水剤・はつ油剤及び繊維保護剤、半導体の製造に使用する反射防止剤又はエッチング剤、半導体用のレジスト
- 例外的に許容されている製品の使用の禁止の適用除外(化審法第25条)
適用除外(エッセンシャルユース)なし
- 技術上の基準の遵守義務(化審法第28条)
(対象製品) 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

国内対応の今後の予定

令和5年

2月頃 措置内容に関するパブリックコメント

春頃 答申発出

夏以降 TBT通報¹⁾、化審法施行令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメント

秋以降 改正政令公布

令和6年

春以降 施行

※パブリックコメントの結果等により予定は前後する可能性あり

1) 世界貿易機関(WTO)の貿易の技術的障害に関する協定(TBT協定)に基づき、WTO事務局に本件を通報し、WTO加盟国から意見を受付。

(参考)PFHxS又はその塩のPOPs条約上の扱い

令和4年6月に開催されたPOPs条約COP10において、ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及びPFHxS関連物質を附属書A(廃絶)に追加することが決定。

○ 附属書A(廃絶)への追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及びPFHxS関連物質	泡消火薬剤、金属めっき、織物、革製品及び室内装飾品、研磨剤及び洗浄剤、コーティング、含浸/補強剤、電子機器及び半導体の製造 等	・製造・使用等の禁止 (特定の用途を除外する規定なし)